

学校法人東京聖栄大学 情報セキュリティポリシー

1. (情報セキュリティ基本方針)

学校法人東京聖栄大学（以下「本法人」という。）の情報システムは、本法人の全ての教育・研究・管理運営の基盤として設置され、運用されるものである。高度情報社会において、大学及び附属校の運営に必要な情報環境の安全性を高めるためには、情報基盤の整備に加えて、情報資産のセキュリティ確保が不可欠である。

情報セキュリティの重要性を本法人の全構成員が十分に認識し、情報資産を守るため、本法人は「東京聖栄大学情報セキュリティポリシー」（以下「本ポリシー」という。）を定める。本ポリシーの目指すところは次のとおりである。

- (1) 本法人の情報セキュリティに対する侵害の阻止
- (2) 本法人内外の情報セキュリティを損ねる加害行為の抑止
- (3) 情報資産の分類とその重要度に見合った管理
- (4) 情報セキュリティの評価及び更新

2. (適用対象範囲)

本ポリシーの対象範囲は、本法人が管理する情報資産及び情報システムを運用・管理・利用する全ての者（以下「利用者」という。）に適用する。

3. (情報セキュリティ対策基準)

情報セキュリティ対策基準は、情報セキュリティ基本方針に基づく遵守すべき行為及び判断等の基準とし、「学校法人東京聖栄大学情報セキュリティ規程」を定める。

4. (情報セキュリティ実施手順)

情報セキュリティ実施手順は、「学校法人東京聖栄大学情報セキュリティ規程」に基づいて、本法人の規程及び内規等により別に定める。

5. (組織・体制)

情報セキュリティ管理上の役割と権限を明確にするため、情報セキュリティ総括管理責任者を置き、情報セキュリティ管理体制を定める。

6. (遵守義務)

利用者は、情報セキュリティの重要性について、共通の認識を持ち、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ実施手順及びその他関連法令、学内規程等を遵守しなければならない。

7. (評価及び見直し)

本ポリシーに定める事項及び情報セキュリティ対策について、定期的に評価するとともに、適宜、見直すものとする。